

天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画の変更について

1. 天ヶ瀬ダム再開発事業の概要

- 場所：京都府宇治市槇島町(淀川水系宇治川)
- 目的：洪水調節(宇治川、淀川の洪水防御、琵琶湖水位低下のための放流能力増強)
水道用水の供給(京都府営水道：0.60 m³/s 増大)
発電(関西電力(株)喜撰山発電所の発電能力の増強)
- 諸元：トンネル式放流設備 延長617m、内径10.3m、計画放流量600 m³/s



(出典：国土交通省琵琶湖河川事務所 HP)

2. 基本計画(変更)の概要

① 工期

平成元年度～平成30年度 ⇒ 平成33年度 (3年間延長)

② 全体事業費

約430億円 ⇒ 約590億円 (約160億円増) 【本県の負担無し】

③ 主な変更理由

- トンネル掘削工事に於いて、想定以上の脆弱層(破碎帯)の出現に伴う対策工の追加
- トンネル掘削箇所の岩石から環境基準値を超える重金属(砒素、鉛)が確認されたことに伴う処分費の追加

3. 特定多目的ダム法

(1) 基本計画(第4条 第1項)

国土交通大臣は多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画を作成しなければならない。

(2) 関係都道府県知事の意見(第4条 第4項)

国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事・・・(略)・・・の意見をきかなければならない。

(3) 都道府県議会の議決(第4条 第4項)

この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

議第 164 号

**天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を
求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大 造

**天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議
決を求めることについて**

国土交通大臣から天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)第 4 条第 4 項の規定に基づき、議決を求める。

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画を変更することについては、やむを得ないものとして同意するが、変更後の工期にとらわれず工期短縮に努め、早期完成を図られたい。

なお、今後、特に次の事項についても十分に配慮されたい。

- 1 天ヶ瀬ダムの建設(再開発)および淀川の河川改修等による放流能力の増強等に応じて、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰操作規則を改正されたい。
- 2 天ヶ瀬ダムの建設(再開発)の工事期間中においても、琵琶湖の高水時における水位低下のための瀬田川洗堰操作に支障のないよう万全を期されたい。
- 3 琵琶湖治水事業の効果が効率的かつ安全に発揮されるよう、鹿跳溪谷を含む瀬田川および宇治川の改修等の計画的かつ着実な推進に努められたい。